

第 1193 回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合
泊発電所 3 号炉に係る審議結果

2023 年 10 月 6 日

原子力規制委員会から、火山影響評価について以下の事項を指摘した。また、事業者からは、全ての指摘事項を了解し、今後、適切に対応していく旨、回答があった。また、今後説明を受ける影響評価等について今後の主要な論点の認識を共有した。

【立地評価】

- ①設計対応不可能な火山事象を伴う火山活動の評価について、泊発電所の特徴を踏まえて説明の適正化を行うこと。

立地評価においては、発電所への影響の観点进行评估するものであり、敷地と設計対応不可能な火山事象の到達位置との関係等の泊発電所の特徴に係る整理が重要である。このため、設計対応不可能な火山事象の敷地への到達可能性評価を行った上で、巨大噴火の可能性評価を含め、火山活動の可能性を総合的に評価する必要がある。検討対象となる火山活動の可能性の判断の論理展開について、泊発電所の特徴を踏まえて説明を適正化すること。

- ②巨大噴火の可能性評価において活動履歴から「巨大噴火が差し迫った状態ではないこと」を判断した論理が未だ不明確。

評価の対象とした火山の現在の活動状況が、噴出物体積、噴出物の組成及び地温の観点から、それぞれが巨大噴火の時期とどのような差異が認められているか整理されている。この整理を受けて、事

業者が、どのような考え方（例えば、重視した項目やその評価結果）に基づいて、「巨大噴火を噴出したような噴火を起こす状態ではない」と判断できるとしたのか明確に説明すること。

【影響評価（概要）】

① 影響評価の評価方針を確認

敷地内の F1 断層開削調査箇所において認められた火山灰（黄灰色 A）及び火山灰（黄灰色 B）を給源不明の火山灰として扱い、降下火砕物の層厚評価の検討対象として抽出することを確認した。他方で、火山灰（灰白色）については、その扱いを異にしていることから、その理由を含めて、説明すること。

【その他】

① 現地調査の実施

敷地周辺において事業者が実施した追加調査や再評価については、判断根拠となる観察結果及びデータの妥当性を確認するための現地調査を今後実施する。